

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解（示談）の相手方

有限会社守屋建設興業

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成30年(2018年)11月6日

(2) 事故発生場所

東京都中野区新井五丁目5番先中野通り路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、中野区役所本庁舎へ帰庁するため、庁有車で中野通りを南方面に走行し、上記(2)付近において前方走行車両が停車していたことから、新井薬師公園前交差点で停車していたところ、庁有車の後方から走行してきた相手方車両が庁有車の後部に衝突した。この事故により、庁有車のリアバンパー等が破損した。

3 和解（示談）の要旨

相手方は、本件事故により区が被った損害664,696円について、区に対し賠償する義務があることを認め、区の指定する方法で支払う。

4 和解（示談）成立の日

平成31年(2019年)2月28日